

## 日本高専学会研究助成に関する規則

令和 2 年 5 月 23 日

第 1 条 日本高専学会において、公募による研究助成の制度を設ける。

(趣旨)

第 2 条 本規則は日本高専学会の趣旨に添い、高専教育に貢献する研究を支援するための助成について定めたものである。

助成事業は、学生への教科指導および研究指導、生活指導、寮での指導、部活動の指導、高専国際化等、高専教育に関わる様々な研究が対象となる。なお、年度によっては、日本高専学会において公募のテーマを決める場合がある。

(対象者)

第 3 条 本助成対象者は、日本高専学会員の個人またはグループとする。グループの場合、代表者が学会員、かつメンバーの 2 分の一以上が学会員とする。

(助成期間および助成額) 第 4 条 助成期間は 1 年以内とする。1 件あたりの助成額の上限は 25 万円(諸経費含む)とし、各年度の助成総額は 50 万円とする。

(申請方法)

第 5 条 助成申請は期限までに、指定したリンク(a)の申請フォームに従って、申請すること。

(選考方法)

選考を行うため、研究助成選考委員会を置く。なお、同委員会の委員等は、日本高専学会役員(会長・副会長・事務局長・理事)および日本高専学会から推薦のあった学会員から構成するものとし、委員長については会長が指名する。委員長は、必要に応じ、研究助成選考委員会を開催する。

研究助成選考委員会において、次の審査の視点等について総合的に審議し、予算の範囲内において、助成事業の採択及び助成額を決定する。

< 審査視点 >

a 事業目的等: 事業の公益性、必要性等

- b 実施体制等:申請者の公益性、実行確実性、適正経理、活動実績等
- c 事業内容等:社会的評価、人材育成、地域貢献、啓蒙普及等
- d 実施方法等:実施手段の妥当性、積算の妥当性、PR内容等
- e 効果検証等:期待される効果、目標設定、将来性、検証方法、前回の改善等

(報告書)

第 6 条 本研究助成を受けた個人またはグループは助成期間終了後 2 ヶ月以内に所定の書式**(b)** により報告書を提出する。

(規則の改定)

第 7 条 本規則の改定は、理事会で審議し決定する。

付則

この規則は、令和 2 年 5 月 23 日から施行する。

令和 2 年 9 月 23 日に一部規則を改定した。